

# 令和元年東日本台風に係る栃木県災害廃棄物処理方針

令和元(2019)年11月20日 策定

令和2(2020)年4月22日 改定

栃木県環境森林部廃棄物対策課

令和元年東日本台風の被害に伴い、栃木県内で多様かつ大量の災害廃棄物が発生していることから、早期の復旧・復興の実現に向け、県内の災害廃棄物の処理が適正かつ円滑・迅速に行われるよう必要な事項を定める。

## I 基本方針

### 1 処理対象

令和元年東日本台風により発生した災害廃棄物

### 2 処理主体

市町（廃棄物処理法第4条第1項）

#### 【県の役割】

廃棄物処理法第4条第2項及び第4条の2の規定に基づき、非常災害時における廃棄物の適正な処理が円滑かつ迅速に行われるよう、適切に役割を分担し、市町と連携・協力する。

- ・ 県内市町等、他都道府県、国、民間事業者団体等と連携した支援・協力の調整
- ・ 市町への技術的支援
- ・ 県内における災害廃棄物処理の進捗管理
- ・ 情報の収集・提供 等

### 3 災害廃棄物の発生推計量（令和2(2020)年3月末時点）

約7.2万トン（片付けごみ等 約5.6万トン、公費解体廃棄物 約1.6万トン）

### 4 処理期間

令和2(2020)年10月（発災後1年）まで

ただし、公費解体廃棄物については、令和3(2021)年3月末までの処理完了を目指す。

### 5 処理方法

- 住民の生活環境保全及び公衆衛生上の支障防止の観点から、県内市町及び一部事務組合、国、民間事業者団体等並びに県が連携し、適正かつ迅速な処理を実行する。
- 分別を徹底し、可能な限り再資源化や減量化を行い、最終処分量を低減する。  
なお、損壊家屋等の解体・撤去を行う場合は、現場における分別解体を基本とする。
- 県内での処理を基本とし、既存の県内廃棄物処理施設において処理が困難な場合には、県外広域処理等を検討する。

### 6 財源

環境省の「災害等廃棄物処理事業費補助金」を活用する。

## II 実施方針

### 1 災害廃棄物の発生推計量

#### (1) 市町別の発生推計量

栃木県における災害廃棄物の市町別発生推計量は、表1のとおりであり、県内の合計は約7.2万トンと推計した。

表1 災害廃棄物の市町別発生推計量（令和2(2020)年3月末時点）【単位：トン】

市町	発生推計量	処理済量	処理進捗率	【参考】 H30(2018)年度 ごみ総排出量
宇都宮市	4,140 (4,140)	2,361 (710)	57.0% (17.1%)	178,507
足利市	7,584 (7,500)	2,349 (817)	31.0% (10.9%)	58,654
栃木市	38,287 (21,500)	15,489 (4,073)	40.5% (18.9%)	54,552
佐野市	11,987 (48,526)	6,718 (1,457)	56.0% (3.0%)	38,968
鹿沼市	3,509 (10,503)	3,509 (1,800)	100.0% (17.1%)	30,971
日光市	36 (41)	36 (18)	100.0% (43.9%)	34,601
小山市	665 (630)	665 (515)	100.0% (81.7%)	56,263
真岡市	42 (40)	42 (0)	100.0% (0.0%)	22,086
大田原市	49 (50)	49 (47)	100.0% (94.0)	23,775
矢板市	40 (40)	40 (0)	100.0% (0.0%)	10,106
那須塩原市	- (-)	- (-)	- (-)	42,798
さくら市	284 (1,000)	192 (0)	67.5% (0.0%)	14,741
那須烏山市	2,830 (5,369)	1,093 (19)	38.6% (0.3%)	8,947
下野市	1,985 (2,060)	1,985 (312)	100.0% (15.1%)	16,402
上三川町	170 (161)	170 (1)	100.0% (0.6%)	10,409
益子町	- (-)	- (-)	- (-)	5,645
茂木町	597 (800)	531 (51)	88.9% (6.4%)	3,103
市貝町	17 (-)	17 (-)	100.0% (-)	2,432
芳賀町	- (-)	- (-)	- (-)	3,662
壬生町	89 (80)	89 (0)	100.0% (0.0%)	13,520
野木町	- (-)	- (-)	- (-)	8,069
塩谷町	24 (18)	24 (2)	100.0% (10.6%)	2,665
高根沢町	- (-)	- (-)	- (-)	7,258
那須町	82 (303)	82 (0)	100.0% (0.0%)	10,640
那珂川町	185 (2)	3 (2)	1.4% (69.3%)	4,987
計	72,603 (102,764)	35,445 (9,823)	48.8% (9.6%)	663,761

※ 上表中の「発生推計量」は現時点での推計値であり、今後変動する可能性がある。

※ 推計方法は、市町によって異なる。端数処理によって合計値が合わない場合がある。

※ ( ) 内は、当初の値を記載

## (2) 種類別の発生推計量

災害廃棄物の発生推計量について、廃棄物の種類別の内訳は表2、片付けごみ等・公費解体廃棄物別の内訳は表3のとおり。

表2 種類別の発生推計量（令和2（2020）年3月末時点）

種類	発生推計量 (トン)	説明
可燃物	23,266	繊維類、紙、木、プラスチック等が混在した廃棄物
廃畳	2,397	畳
不燃物	1,355	がれき類、ガラス、陶磁器、レンガ等
コンクリートがら	12,470	コンクリート片、ブロック、アスファルトくず等
木くず	7,983	柱、梁、壁材、流木等
金属くず	2,540	鉄骨や鉄筋、アルミ材等
廃家電	799	テレビ、洗濯機、エアコン等の家電類で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
土砂混じりがれき	12,427	土砂が混在したがれき類等
その他処理困難物	1,364	消火器やボンベ類等の危険物、スプリング入りマットレス、石膏ボード、タイヤ等の市町の処理施設では処理が困難なもの
混合廃棄物	8,003	可燃物、不燃物、木質廃材、コンクリート塊、金属類等、様々な種類の災害廃棄物が混在したもの
計	72,603	

表3 片付けごみ等・公費解体廃棄物別の発生推計量（令和2（2020）年3月末時点）

種類	発生推計量 (トン)	説明
片付けごみ等	56,144	災害で発生した廃棄物（家具、家電、稲わら等）
公費解体廃棄物	16,460	市町が行う損壊家屋等の解体に伴い発生する廃棄物
計	72,603	

## 2 処理の基本的事項

### (1) 役割分担

災害廃棄物の処理における市町と県の役割は、表4のとおりとする。

表4 市町と県の役割

市町	栃木県
<p><b>災害廃棄物の処理主体</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○被害の把握、情報の収集</li> <li>○関係機関への協力・支援要請</li> <li>○災害廃棄物の処理</li> <li>○仮置場の設置・運営</li> <li>○住民への広報・啓発</li> <li>○災害報告書の作成・国庫補助金の申請</li> <li>○<u>損壊家屋等の解体・撤去</u> 等</li> </ul>	<p><b>市町の支援、関係機関との連絡・調整</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○情報の収集・提供</li> <li>○県内市町等、他都道府県、国、民間事業者団体等と連携した支援・協力の調整</li> <li>○市町への技術的支援</li> <li>○県内における災害廃棄物処理の進捗管理</li> <li>○災害報告書作成に係る市町への支援 等</li> </ul>

(2) 処理方法

① 処理フロー

栃木県内で発生した災害廃棄物の処理における基本的なフローは次のとおり。

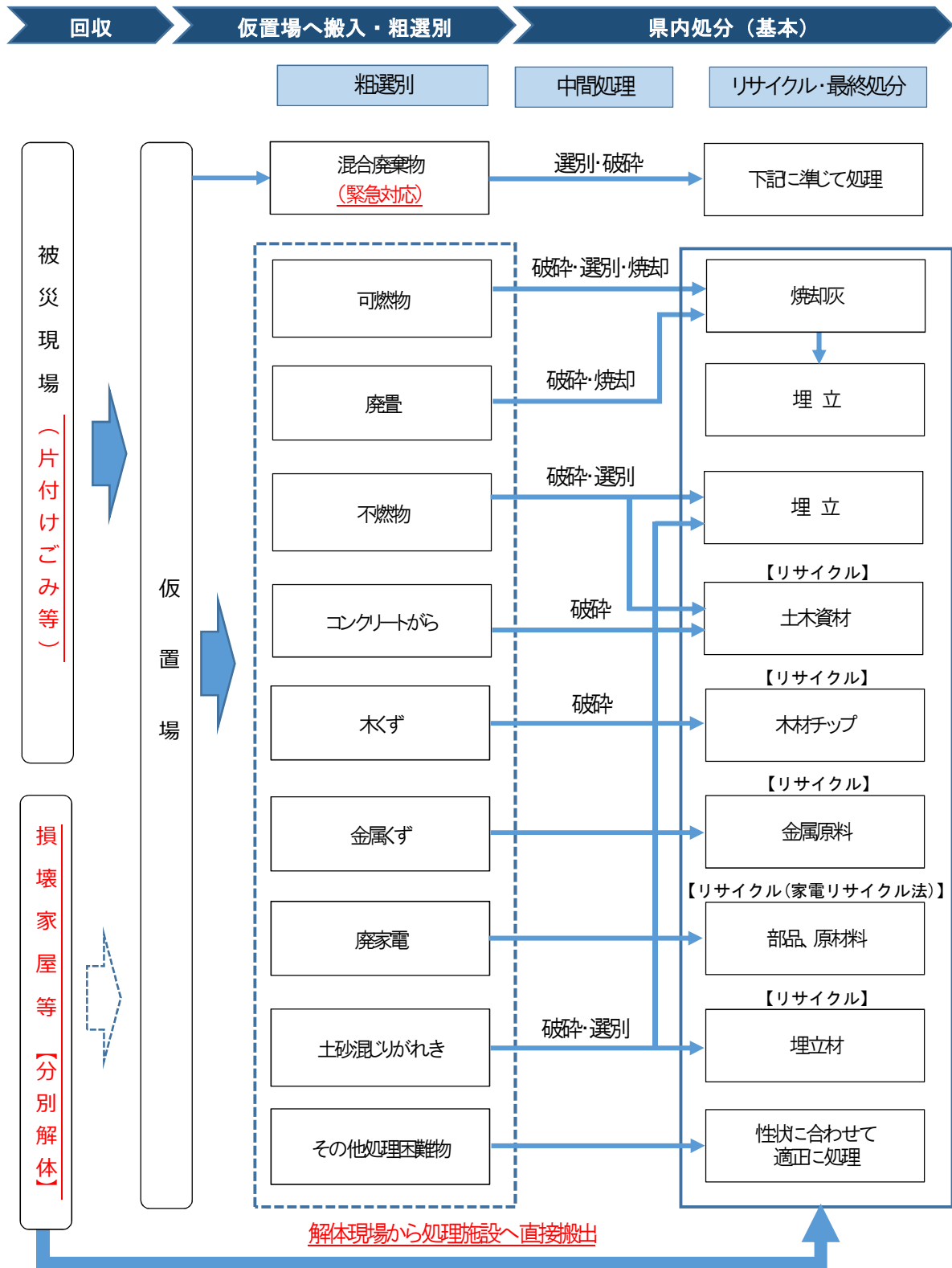


図1 処理フロー

② 仮置場の設置・管理等

ア 市町ごとの設置状況

県内13市町に36箇所の仮置場を設置し、現時点（令和2（2020）年3月末）で10箇所の仮置場で災害廃棄物を搬入又は搬出している。

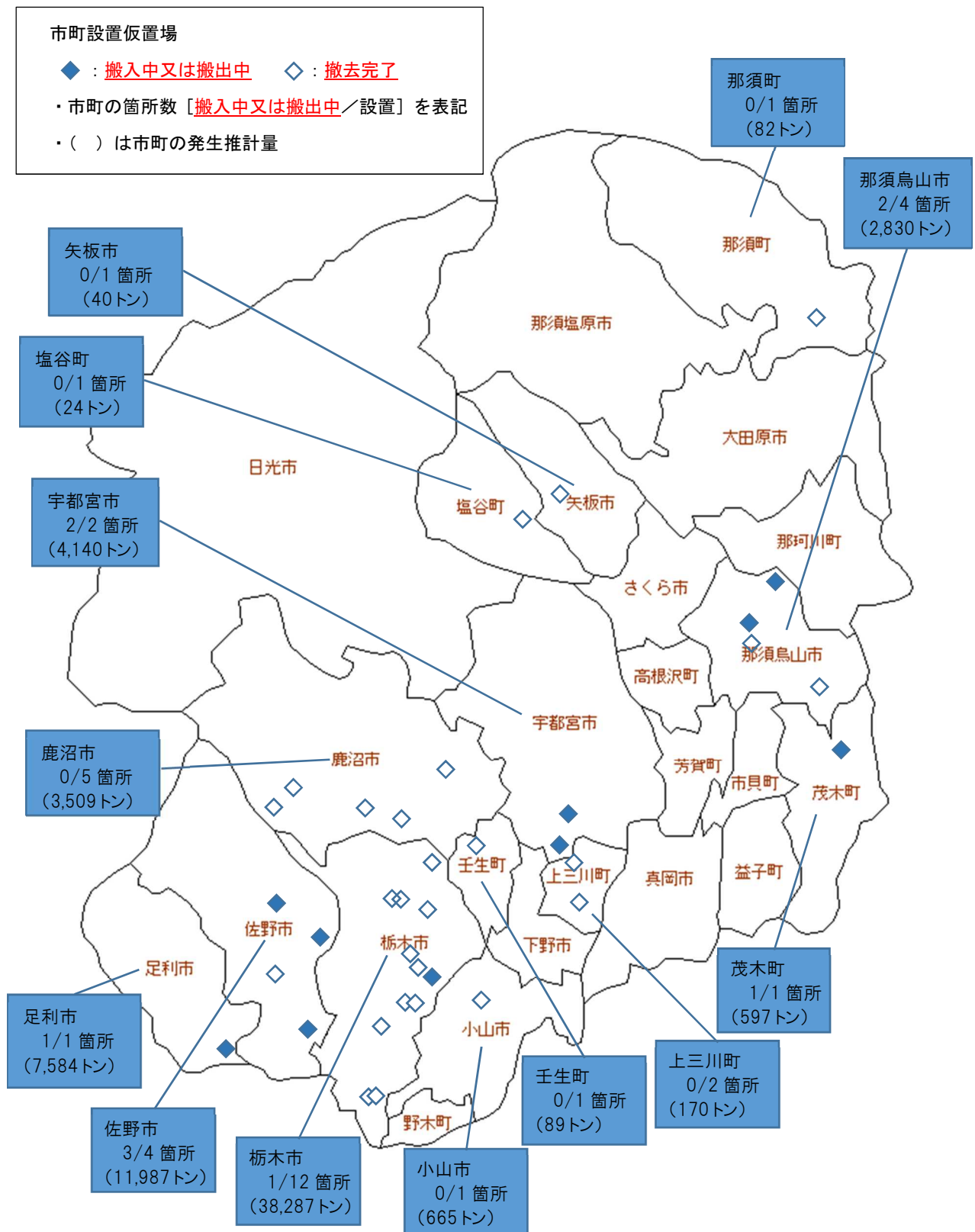


図2 市町ごとの仮置場の設置状況（令和2（2020）年3月末時点）

## イ 管理

- ・ 仮置場の設置者は、場内での火災、災害廃棄物の飛散、土壌汚染、不法投棄等を防止する対策を講じるとともに、作業員の安全対策を徹底する。

## ウ 災害廃棄物の選別・搬出、仮置場の撤去

- ・ 仮置場に搬入された災害廃棄物について、粗選別を行った上で、廃棄物処理施設を活用し処理を行う。
- ・ 仮置場からの搬出完了後は、順次仮置場の撤去を行う。特に、身近な仮置場\*については、生活環境への影響を考慮し、令和元(2019)年12月末までに災害廃棄物を搬出し、撤去を行う。

※ 身近な仮置場 … 学校・病院・水源など周辺に人が集まる施設に近い仮置場  
住宅が密集した地域の仮置場 等 (環境省通知)

### ③ 損壊家屋等の解体・撤去

- 損壊家屋等の解体・撤去を行う場合は、現場において、可燃性廃棄物、不燃性廃棄物、木くず等に分別しながら解体することを基本とし、再資源化を図る。
- 解体に伴い発生した廃棄物は、直接、処理施設へ搬入する。ただし、発生量が多く、処理施設で一度に処理しきれない場合、又は、発生量が少量で、効率よく処理施設へ搬入するため一時保管が必要な場合は、仮置場を活用する。

### ④ 処理方法

- 処理に当たっては、適正かつ迅速に処理することを原則に、平時と同様に再使用・再生利用・熱回収・適正処分という順位により処理を行う。
- 環境負荷の大きい焼却処分（単純焼却）量及び最終処分量を可能な限り低減する。

### ア 県内処理と広域処理

- ・ 県内市町等及び民間事業者団体等と連携し、県内廃棄物処理施設を最大限活用することを基本とする。
- ・ 災害廃棄物発生量、県内廃棄物処理施設における処理可能量、迅速な処理等の観点から県外広域処理の必要性について検討を行い、県内の廃棄物処理施設のみでは処理が困難と判断された場合には、県外の処理施設も活用した広域処理を実施する。

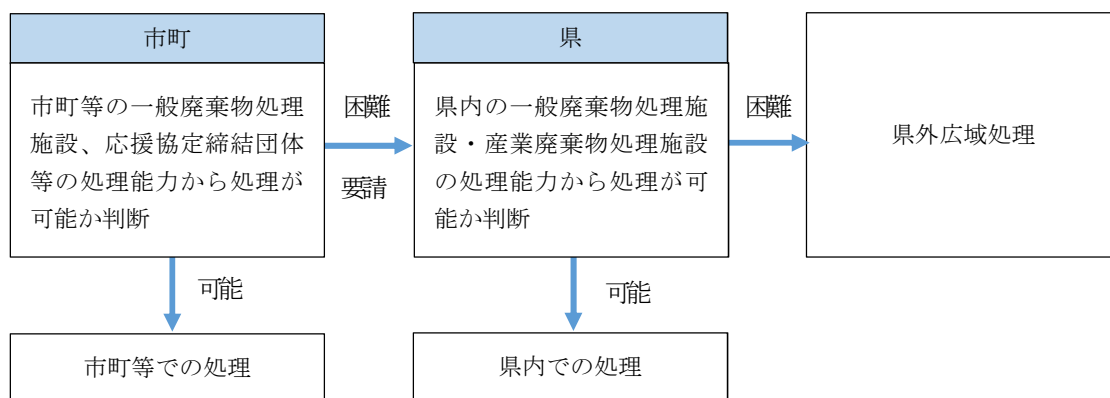


図3 県内処理と広域処理の判断フロー

### イ 焼却処理及び最終処分

- ・ 災害廃棄物の処理においては、再使用及び再生利用を優先するが、それらが困難な廃棄物は、焼却処理により減量化、安定化、無害化を進める。その際は、可能な限り熱回収を図る。
- ・ 再使用、再利用及び焼却処理が困難な廃棄物並びに焼却残さ（焼却灰、ばいじん）は埋立処分を行うものとする。

### 3 処理スケジュール

基本方針に従い、令和2年(2020)年10月(公費解体廃棄物については、令和3(2021)年3月末)までの災害廃棄物の処理完了を目指す。

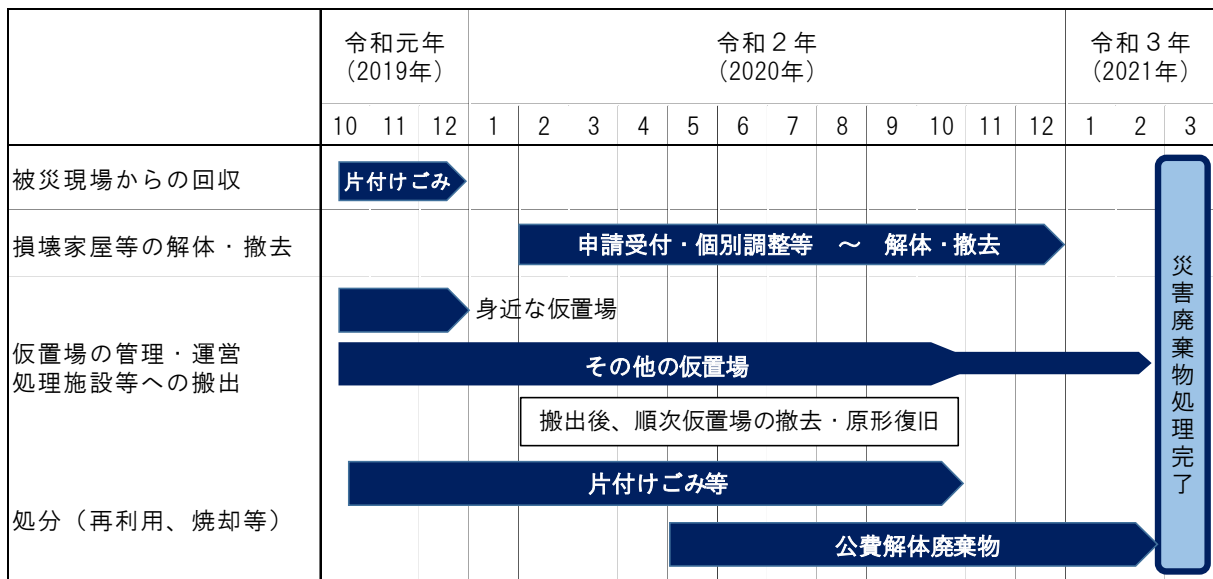


図4 処理スケジュール

### 4 進捗管理

災害廃棄物の処理の進捗管理のため、被災市町について、定期的に災害廃棄物の処理状況及び仮置場の設置状況等を把握する。